

お知らせ

- 土地・建物を他の方に有償譲渡する場合の事前届出（都市計画法第 67 条）、および相続などにより、土地・建物の所有者の方に変動があった場合は下記窓口②までご連絡をお願いいたします。
- **相続登記の義務化**：令和 6（2024）年 4 月 1 日から、相続登記申請が義務化され、これ以前に相続した不動産で、まだ登記がお済みでない場合は、原則として令和 9（2027）年 3 月 31 日までに手続きをお願いします。
なお、詳細については下記法務省のホームページをご参照ください。
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki-gimuka/index.html>)
- **所有不動産記録証明制度の開始**：令和 8（2026）年 2 月 2 日から、本人や相続人などが、特定の方の所有する不動産を一覧で確認できる制度が始まりました。相続財産の確認などに活用できます。
なお、詳細については下記法務省のホームページをご参照ください。
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00740.html)
- **住所等変更登記の義務化**：令和 8（2026）年 4 月 1 日から、登記簿上の住所や氏名が変わった場合、変更日から 2 年以内の登記申請が必要になります。これ以前に変更している場合は、原則として令和 10（2028）年 3 月 31 日までに手続きをお願いします。
なお、詳細については下記法務省のホームページをご参照ください。
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00687.html)
- **スマート変更登記**：事前に情報を登録しておくことで、住所などが変わった際に、法務局が確認のうえ変更登記を進める制度です。将来の手続き負担を軽くすることができます。
なお、詳細については下記法務省のホームページをご参照ください。
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00688.html)

2024年4月1日	2026年2月2日	2026年4月1日	2027年3月31日	2028年3月31日
相続登記の義務化 開始	所有不動産記録証明制度 開始	住所等変更登記の義務化 開始	施行日前までの相続はここまで	施行日前までの住所等はここまで

- **南北道路の整備について、随時個別相談をお受けしています。**
ご相談がある方は、下記窓口までご連絡をお願いします。
直接お会いしてのご相談は、ご自宅や店舗のほか、個人情報に配慮した会議室を準備しています。

お問い合わせ・ご相談窓口

東京都 第二市街地整備事務所

- ①（計画、測量に関すること）
- ②（用地、補償に関すること）
- ③（工事に関すること）

〒164-0001 中野区中野一丁目 2 番 5 号

- ☎ 03-5389-8235（直通）
- ☎ 03-5389-5181、5188（直通）
- ☎ 03-5389-8226（直通）

HP はこちらから
ご覧ください



都市せいっぴ
都市整備局イメージキャラクター

かみしゃく南北道路だより

（南北道路：外環の 2 【新青梅街道～千川通り間】） 令和 8（2026）年 8 月号
編集・発行：東京都第二市街地整備事務所

日頃より、東京都の都市整備/道路事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東京都第二市街地整備事務所では、外環の 2（目白通り～東八道路間の街路）のうち、新青梅街道～千川通り間の「南北道路」を整備しております。

令和 6 年 11 月から「かみしゃく南北道路だより」を発行し、事業の状況について情報発信をしております。

本号では、暫定歩行者通路の整備状況、建築基準法に基づく道路指定、令和 8 年度に予定している工事を中心にお知らせさせていただきます。

引き続き、南北道路整備事業へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※過去の発行号はこちらからご覧ください

南北道路整備の取組状況（その 1）

- 現在、道路の計画区域にかかる土地・建物の所有者の方や、建物等を賃借されている方などを対象に、建物等の調査（物件調査）や契約に向けた協議等を行っています。
- みなさまから取得させていただいた用地を活用し、本格工事までの間、暫定的な歩行者用通路の整備を進めています。
令和 8 年 1 月末には、千川通り沿いに整備した通り抜け通路のスペースに多摩産材を利用したベンチを設置いたしました。
今年度も用地取得の進捗に合わせ、順次暫定歩道の整備を進めてまいります。



南北道路整備の取組状況（その2）

■ このたび、用地取得の進捗を踏まえ、南北道路のうち下図に示す一定区間について、令和8年6月11日付けで特定行政庁（練馬区）により、建築基準法上の道路の指定が行われました。

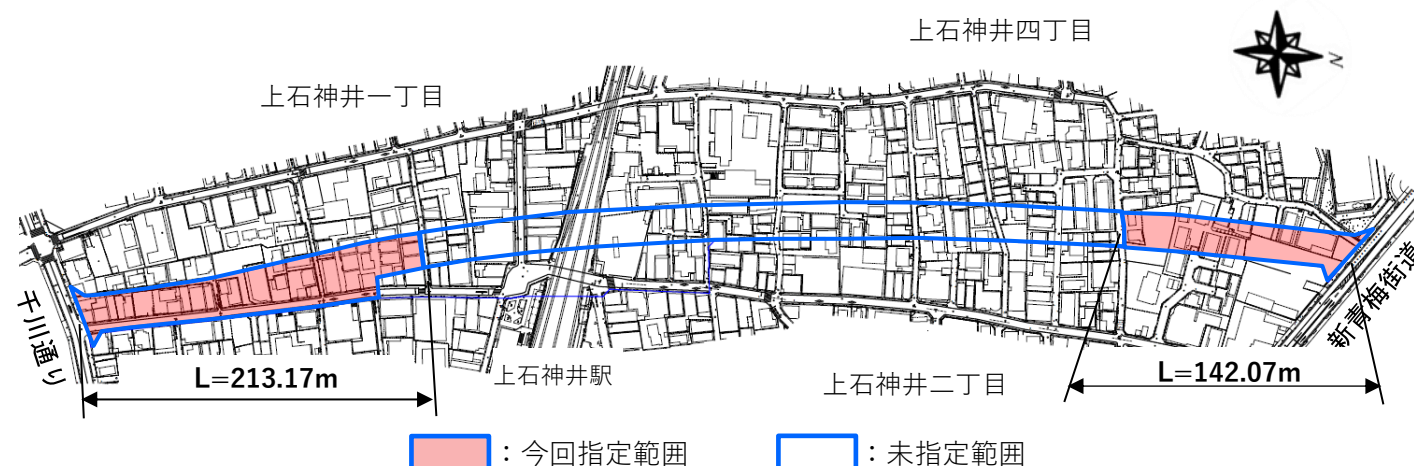
この指定は、将来整備される南北道路について、あらかじめ建築基準法上の道路として位置付けることにより、沿道における建築物の建替等に対応できるようにするものです。

建築計画のある方は、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

なお、現時点では道路は完成しておらず、引き続き用地取得を進めながら、順次工事に着手してまいります。

※本指定は、沿道の生活再建や土地利用の円滑化を図るため、用地取得の進捗に応じて段階的に実施してまいります。

＜指定道路範囲図＞



■ 指定に係る図書の閲覧等

「練馬区建築・開発担当部建築審査課」において、指定された範囲の詳細（指定道路図）の閲覧、指定道路図の証明による交付を行っています。証明の交付については下記の手数料が必要です。また、自動交付機の画面、窓口の地図の写真撮影、指定道路図の複写資料（証明をしないもの）の提供はできません。

証明手数料：窓口（職員対応）＝1件 500 円、自動交付機＝1件 300 円

なお、詳細については、下記練馬区のホームページをご確認ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/sitei.html>



＜指定道路・建築計画に関するお問い合わせ・ご相談窓口＞

【指定道路に関すること】

練馬区建築・開発担当部 建築審査課 道路調査係

☎ 03-5984-1984（直通）

【接道に関すること】

練馬区建築・開発担当部 建築審査課 建築第二係

☎ 03-5984-1281（直通）

令和8年度工事予定について

■ 今年度、道路の本格的な工事に先立ち、工事に使用する車両や重機の通行のための仮設工事用道路整備および将来道路と隣接宅地に生じる高低差を処理するための擁壁設置工事に着手する予定です。（下図の赤色の範囲）

■ 工事期間中は、工事車両の通行、作業に伴う騒音・振動等により、近隣の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけする場合がございます。

安全対策および周辺環境への配慮を十分に行いながら作業を進めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 工事箇所の周辺にお住まいの皆様には、具体的な工事内容、工事期間、施工会社など、別途お知らせする予定です。



南北道路整備の流れ

